

様式 1

明 細 書

作成日：平成 28 年 3 月 29 日

更新日：令和 5 年 6 月 24 日

1 作成者

住所（フリガナ）：ヤマグチケンヤマグチシオゴオリシモゴウ 山口県 山口市 小郡 下郷 2139 番地 パンチ

名称（フリガナ）：ヤマグチケンノウギョウキョウドウクミアイ 山口県 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事理事長 折込 正一郎

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-ymg.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：ごぼう

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ミトウ 美東 ごぼう

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：山口県美祢市美東町（図 1 参照）

5 農林水産物等の特性

「美東ごぼう」は、赤土の粘土質土壌で栽培されている長根で先まで均一の太さがあり、香りが高く、柔らかいごぼうである。

一般的に、ごぼうの肉質の柔らかさ、香りの高さ、あくの少ないことなどは、土壌が重くなるにつれて優れるとされている。

一方、粘土質の土壌は水はけが悪く、水を嫌うごぼう栽培には不向きな上、硬い土壌では根が曲がったり、また根になったり、収穫時の作業性も悪い。そのため、当該生産地では、牛糞堆肥の散布、ほ場で牧草等を栽培したり、隣接する秋吉台の丘陵地から採れる刈草を鋤き込み、排水を良くし、土壌に酸素が入りやすくなるよう土壌改良を行うとともに、播種前と収穫時には深耕機や油圧ショベル等で土を深く掘り返すなどの作業を施すことで、長根種の特性を活かして、60cm 以上のものが多く生産できるようになった。

また、ごぼうは連作障害を起こしやすいため、収穫後は 4～5 年間ごぼう栽培を行わないことを生産者に徹底させ、その間、上記土壌改良を取り入れ品質の向上を図っている。

さらに、収穫した後は「すなでる」といわれる伝統的な手法により、水洗いせず、風味や栄養が集中する皮を傷つけないよう、稲わらや柔らかい布等で 1 本 1 本手作業によ

りごぼうの泥を落とす作業を行うことで、ごぼうの香りを損なわない工夫を行っている。

このように美東ごぼうは、粘土質土壌で栽培することによる肉質の緻密さ、4～5年にわたる土壌改良による長根なごぼうの生産、丁寧な出荷作業などが消費者の評価となり、香りが高く、柔らかい食感で、美味しいごぼうと県内外において人気のブランドとなっている。

市場関係者からも、美東ごぼうは、「昔から、肉質が柔らかく美味しいと取引先からの評判」、「やわらかさ、香りの良さで根強いファンがおり、高値で取引」と評価されている。

NHK「うまいッ！」（平成27年12月20日 全国放送）やテレビ朝日の「世界にひとつ～ミラクルレシピ」の記事になるなど、マスメディアでも美東ごぼうの特性や手間を惜しまない生産者の取組が取り上げられている。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）品種

長根種系の品種を用いる。

（2）栽培方法

基本的な栽培方法は、以下による。

- ① 収穫後に同じ圃場では4年～5年ごぼう栽培は行わない。
- ② 土壌改良として、牛糞堆肥の散布や圃場に牧草等を植えたり、秋吉台周辺の刈草を有機質堆肥として鋤き込む。
- ③ 播種前に前堀として、機械で1m程度丁寧に深耕し土に弾力層を作る。
- ④ 出荷作業で行う「すなでる」は土が完全に乾燥しないうちに行う。

（3）出荷規格

出荷に当たっては、土をよく落とし、病虫害、腐敗等のないものを出荷する。

（4）最終製品としての形態

「美東ごぼう」の最終製品としての形態は、青果（ごぼう）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「美東ごぼう」の生産地は、国内最大級のカルスト台地秋吉台の北側に位置し、カルスト台地の石灰岩が長い年月で浸食されたポリエ（溶食盆地）と呼ばれる窪地であるため、周りから栄養のある土が集まり、古くから農業が盛んに行われてきた。

「美東ごぼう」の生産地は、暗赤褐色の粘土質土壌が深く堆積し、土が重いことが特徴であるが、この特殊な地形と、粘土質の硬い土でごぼうを栽培するため、周りから土の圧力を受けてゆっくり成長をすることに加えて、収穫後の土壌改良や、深耕して酸素の入りやすい肥沃な土を作る栽培方法により、肉質がきめ細かくやわらかな食感が特長である美東ごぼうの特性が生み出されているといえる。

さらに、出荷作業において行う「すなでる」という作業は、古くから美東ごぼうを生産している高齢の生産者によれば、昭和初期の頃から当地域では行われていたとの証言もある。

この栽培方法と出荷作業は、当地で培われてきた伝統的な栽培方法であり、現在に至る

まで生産地において継承されている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

美東ごぼうの歴史は古く、美東町史には寛文（1661 年）の時代には税として上納されていた農産物の中に「ごぼう」の記述があり、当時から商品価値のあるごぼうが作られていたと推察できる。

当該生産地では、緻密で直根の末端まで肉付きの良いごぼうができるとして、古くからごぼうの生産が盛んに行われてきた。

昭和 61 年（1986 年）に美東町農業協同組合（合併前）が事務局を持ち「美東町ごぼう生産組合」が設立され、栽培方法の統一、出荷規格の明確化を図り、現在に至るまで 30 年以上その生産が継続している。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

（1）法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

☒ 該当しない

（2）法第 13 条第 2 項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

[Redacted contact information]